

○国際連合安全保障理事会決議第千五百四十号（大量破壊兵器等の不拡散等に関する決議）に関する件

○外務省告示第二三九号

平成十六年四月二十八日、国際連合安全保障理事会において、大量破壊兵器等の不拡散等に関する次の決議が採択された。

平成十六年六月七日

外務大臣 川口順子

(訳文)

二千四年四月二十八日に安全保障理事会がその第四九五六回会合において採択した決議第千五百四十号(二〇〇四)

安全保障理事会は、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを確認し、

この関連で、すべての加盟国が軍備管理及び軍縮に関連する義務を履行すること、また、すべての大量破壊兵器のあらゆる側面における拡散を防止することの必要性を含む千九百九十二年一月三十一日の国家及び政府の首脳レベルの安全保障理事会会合において採択された議長声明(S／二三五〇〇)を再確認し、

さらに、その声明が、すべての加盟国がその関連で地域的及び世界的な安定の維持を脅かし又は混乱させるいかなる問題をも、憲章に従い平和的に解決する必要性を強調していることを想起し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散によって生ずる国際の平和及び安全に対するいかなる脅威に対しても、国連憲章に規定されているその主要な責任に従って、適切かつ有効な行動をとる決意を確認し、

核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散の除去又は防止を目的とする多数国間条約への支持及び国際的な安定を促進するためにこれらの条約のすべての締約国が当該条約を完全に実施することの重要性を確認し、

不拡散に貢献する多数国間取決めによるこの関連での努力を歓迎し、

平和的利用の目標は拡散の隠蔽に用いられるべきではないが、核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の防止が平和的目的のための物資、設備及び技術に関する国際協力を妨げるべきではないことを確認し、

テロリズムの脅威、並びに、安全保障理事会決議第一二六七号に基づいて設立された委員会により定められ保全されている国連の一覧表において明らかにされている者及び決議第一三七三号が適用される者といった非国家主体が、核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段を取得、開発、取引又は使用することの危険性を重大に懸念し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の問題に新たな広がりを付加し、国際の平和及び安全に対して脅威を与えるそのような兵器及びそれらの運搬手段並びに関連物資の不正取引の脅威を重大に懸念し、

国際の安全に対するこの深刻な課題及び脅威への世界的な対応を強化するために、国の、小地域の、地域の及び国際的な段階における努力の調整を強化する必要性を認識し、

大部分の国が、自らが締結国となっている条約の下で拘束力のある法的義務を果たし、又は核兵器、化学兵器若しくは生物兵器の拡散の防止を目的としたその他の約束を行うとともに、核物質防護条約により必要とされ、放射性源の安全及び防護に関する国際原子力機関（IAEA）行動規範により勧告されているような機微な物質の使途を明らかにし、安全を確保し及び防護するため

の効果的な措置をとっていることを認識し、

さらに、すべての国が、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する追加的な効果的措置をとることが緊急に必要であることを認識し、

すべての加盟国が、自らが締約国となっている軍縮に関する条約及び合意を完全に実施することを奨励し、

国連憲章に従い、あらゆる手段を尽くしてテロリストの行為によって生ずる国際の平和及び安全に対する脅威に対処する必要性を再確認し、

今後、不拡散の分野における世界的な脅威に対する効果的な対応を促進することを決意し、

国連憲章第七章の下で行動して、

1 すべての国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えることを決定する。

2 また、すべての国は、自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体も、特にテロリストの目的のために、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企て

ること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することを決定する。

3 また、すべての国は、関連物質に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを決定し、この目的のため、すべての国が、以下を行うことを決定する。

(a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、そのような品目の用途を明らかにし、安全を確保するための適切かつ効果的な措置を策定し維持すること。

(b) 適切で効果的な防護措置を策定し維持すること。

(c) 自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。

(d) 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること。

4 安全保障理事会の仮手続規則二十八に従って、二年を超えない期間の間、すべての同理事会理事国により構成される同理事会

の委員会を設置し、この委員会が、適当な場合には他の専門的意見も求めつつ、この決議の実施状況について、安全保障理事会の検討のために同理事会に対して報告することを決定するとともに、この目的のため、国に対し、この決議の採択から六か月以内に、この決議の実施のためにとった又はとろうとする措置に関する最初の報告を委員会に提出するよう要請する。

5 この決議に規定するいかなる義務も、核兵器不拡散条約（NPT）、化学兵器禁止条約（CWC）及び生物兵器禁止条約（BW C）の締結国の権利及び義務と抵触する若しくはこれらを変更するものとして解してはならず、又は、国際原子力機関（IAEA）若しくは化学兵器禁止機関（OPCW）の責任を変更するものとして解してはならないことを決定する。

6 この決議を実施するにあたり、効果的な国内管理表が有用であることを認識し、すべての加盟国に対して、必要なときは、そのような表をできる限り早い機会に策定することを追求するよう要請する。

7 一部の国はこの決議の規定をその領域内において実施するにあたり支援を必要とすることを認識し、国に対し、可能なときは、個々の要請に応じて、上記の規定を履行するための法令上の基盤、実施の経験または資源を欠く国に対して適当な援助を提供するよう招請する。

8 すべての国に対して以下を要請する。

（a）核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散を防止することを目的とし、自らが締約国となっている多数国間条約の普遍的な採択、完全な実施及び必要な場合には強化を促進すること。

（b）不拡散に関する主要な多数国間条約の下での約束の遵守を確保するための国内法令を採択していない場合には、これを行う

こと。

(c) 不拡散の分野における共通の目的を追求し達成するため及び平和的目的のための国際協力を促進するための重要な手段として、特に国際原子力機関（IAEA）、化学兵器禁止機関（OPCW）及び生物兵器禁止条約（BWC）の枠内において、多国間の協力への約束を新たにし、これを満たすこと。

(d) そのような法律の下での義務について産業界や公衆に通報し、これらとともに作業する適当な方法を策定すること。

9 すべての国に対し、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散による脅威に対応するよう不拡散に関する対話及び協力を促進するよう要請する。

10 さらに、その脅威に対処するため、すべての国に対し、自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、核兵器、化学兵器又は生物兵器、それらの運搬手段及び関連物資の不正取引を防止するための協力行動をとるよう要請する。

11 この決議の実施を緊密に監視し、適当な段階で、この目的のために必要とされる更なる決定を行う意図を表明する。

12 この問題に引き続き関与することを決定する。

*この決議のみを目的とする定義

運搬手段：核兵器、化学兵器又は生物兵器を運搬する能力を有するミサイル、ロケット及びその他の無人システムであって、そのような使用のために特別に設計されたもの。

非国家主体：この決議が対象とする活動を行うにあたり、いかなる国の法律に基づく権限の下でも行動していない個人又は団体。

関連物資：核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であつて、関係する多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの。